大阪市内における水銀使用製品産業廃棄物の処分業者名簿(令和4年10月1日現在)

許可番号 業者名	許可期限	事業場の所在地	問合せ先 電話番号	許可のある産業廃棄物の種類 (水銀使用製品産業廃棄物を含むもの)	処理 方法	処理能 力	受入可能な 水銀使用製品産業廃棄物	注意事項等	破損した蛍光ランプ等についての 注意事項
6620002736 株式会社共英メ	ナ R11.3.19	大阪市西淀川区西 島1-2-133	環境事業部環境リサイクル課 06-6477-4195	金属くず ガラスくず (ただし、水銀回収が義務付けられるも のを除く)	溶融	52.3t/日	廃蛍光管	・破砕後の物はドラム缶・ペール缶・ポリ容器等の堅牢な密閉容器に投入し、飛散しないようご注意ください。・未破砕の物は割れないように梱包して下さい。・一度に大量の搬入の場合は事前にご相談下さい。	・破砕後の物と同様、ドラム缶・ペール缶・ポリ容器等の堅牢な密閉容器に投入し飛散しないようご注意ください。
6620004746 野村興産株式会	‡ R11.2.16	大阪市西淀川区中 島2-4-143	大阪市中央区高麗橋2 丁目1番2号 野村興産㈱ 関西営 業所 06-4706-1345	金属くず(廃蛍光管又は廃水銀灯に限る) ガラスくず(廃蛍光管又は廃水銀灯に限る)	破砕	4.8t/日 10t/日 4.9t/日	一次焼虫尤首は直首形、環形の み。それら以外については要相 談。	・必ず密閉容器に梱包のうえ持ち込むこと。 ・関西工場は廃蛍光管、廃水銀灯のみの中間処理施設なので、それら以外の廃棄物(廃乾電池等)の受入れは不可。但し、水銀を含む乾電池等についてはご相談ください。 ・関西工場は、お客様の直接持ち込みは受け付けておりません。 関西営業所まで問い合わせください。	・必ず密閉容器に梱包のうえ持ち込むこと。破損した蛍光ランプはガラスの破片なので密閉容器は鉄製、プラスチック製が望ましい。 ・容器には破損した蛍光ランプ以外のものは絶対に入れないこと。
6620021811 合同衛生株式会	± R6.3.22	大阪市西成区北津 守3-11-21	06-6641-8960	金属くず(廃蛍光管又は廃水銀灯に限る) ガラスくず(廃蛍光管又は廃水銀灯に限る)	破砕	3.1t/日	廃蛍光管類(直管、環形、球形可) 廃水銀灯	・保管・運搬の基準を順守してお持込みください。 ・できれば収集運搬業者を介して頂きたいです。場所・数 量にもよりますが引取りは基本的に考えておりません。 ・受入調整や制限を行う場合があります。	・密閉容器を使用するなど飛散流出防止措置を取ってください。 ・破れやすいビニール袋等は使用しないでください。